

様式第9号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可番号	京田辺市一廃許可収運5事第6号
------	-----------------

住 所 京都府城陽市久世荒内160番地2

氏 名 株式会社ナプラス

代表取締役 藤井 恵理奈

令和5年2月17日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付けて許可する。

有効期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
許可業務	一般廃棄物収集運搬業（積替及び保管を含まない） (事業系ごみ)
事業場 (営業所)の所在地及び名称	京都府城陽市久世荒内160番地2 株式会社ナプラス
その他の 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"><li>許可業務を実施するにあたり、交通法規を遵守し、苦情がないように地域住民にも十分配慮すること。</li><li>許可業務及びその関連する業務に関し、京田辺市長の指示に従うこと。</li><li>京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入時には、京田辺市職員の指示に従うこと。</li><li>許可業者が関連する事故等が発生した場合、事故等が発生した地域、業務を問わず、速やかに京田辺市長に報告すること。</li><li>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4の規定に従い、京田辺市長は、許可業者がその許可に際して付した条件に違反した場合、その事業の停止を命令し、または許可を取り消す。</li><li>漏水のおそれのある無蓋車での事業系ごみの収集運搬は、その事業系ごみが食品残渣を含まないものに限る。</li><li>京田辺市環境衛生センター甘南備園への搬入は、臨時に使用する場合を除き、別紙車両を利用すること。</li></ol>

令和5年3月20日

京田辺市長 上村 崇

